夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護の概要

定義

○「夜間対応型訪問介護」とは、夜間において、定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者（要介護者）の居宅を訪問介護員等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護等の提供を行うものをいう。

経緯

○在宅にいる場合も、夜間を含め２４時間安心して生活できる体制の整備が必要であるとの考えから、平成１８年４月に、夜間における「定期巡回」と「通報による随時対応」を合わせた「夜間対応型訪問介護」が創設された（夜間における訪問介護サービスの提供のみを想定したサービス類型）。

＜夜間対応型訪問介護のイメージ図＞

基本的には、利用対象者300人程度を想定

（人口規模にすれば20万程度
まずは都市部でのサービス実施を想定）

※　夜間の訪問介護のみを実施するサービス類型であり、日中の訪問介護は含まれない。

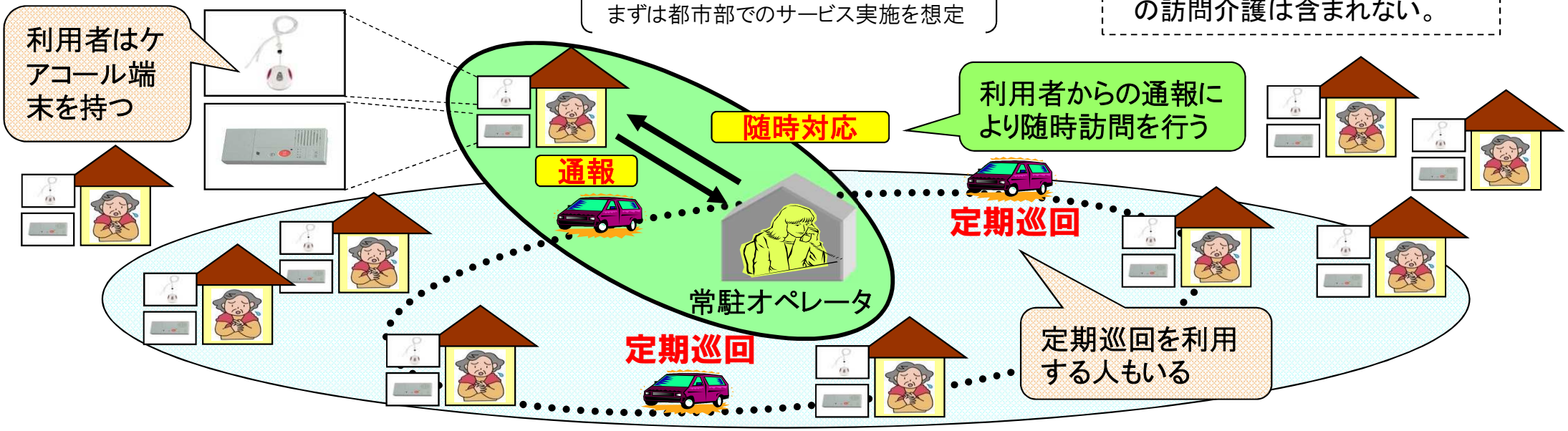

夜間対応型訪問介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護の比較

		夜間対応型訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
サービス内容		・夜間における身体介護	・日中・夜間における身体介護、生活援助、訪問看護
サービス提供時間		・22時から6時までを含む夜間の時間帯 ※８時から18時を含めてはならない	・24時間
人員基準	オペレーター	・提供時間帯を通じて1以上 ・定期巡回サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務への従事可能 ※オペレーションセンターを設置しない場合は配置不要	・提供時間帯を通じて１以上 ・定期巡回サービス、訪問看護サービス、同一敷地内の訪問介護事業所、訪問看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所の職務への従事可能 ・併設施設等（短期入所、特定施設、特養、老健、介護医療院、介護療養型医療施設、小規模多機能、ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ、看護小規模多機能）の職務に従事可 ・随時訪問サービスに従事可
	面接相談員	・１以上（オペレーター又は訪問介護員等との兼務可） ※オペレーションセンターを設置しない場合は配置不要	－
	計画作成責任者	－	・１以上（オペレーター、訪問介護員等、看護職員との兼務可）
	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	・必要な数以上	・必要な数以上
	随時訪問サービスを行う訪問介護員等	・提供時間帯を通じて１以上 ・定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護の職務に従事することができる	・提供時間帯を通じて１以上 ・定期巡回サービス又は同一敷地内にある訪問介護事業所若しくは夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる ・オペレーターとの兼務可能
オペレーションセンター		・通常の事業の実施地域内に1か所以上設置（設置しなくても可）	・設置する必要はない ※他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間で、随時対応サービスを「集約化」可能
計画の作成		・オペレーター又は面接相談員が作成 ※オペレーションセンターを設置しない場合は訪問介護員等が作成	・計画作成責任者が作成
事業の委託		・他の訪問介護事業所に、随時訪問サービスを委託可能 ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護を併設している場合には、定期巡回サービスも「一部委託」が可能	・他の訪問介護事業所、訪問看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所に、定期巡回・随時対応・随時訪問、訪問看護のサービスを「一部委託」可能

夜間対応型訪問介護の報酬

※　加算・減算は主なものを記載

指定夜間対応型訪問介護のイメージ（1月あたり）

基本サービス費

①夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）【定額＋出来高報酬】
②夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）【包括報酬】

①オペレーションセンター設置

オペレーションサービスの利用
1,013単位/月

＋

定期巡回サービス
379単位／回

随時サービス
（Ⅰ）578単位／回
※2人で訪問する場合は
（Ⅱ）778単位／回

②オペレーションセンター未設置

2,751単位/月

※設置していても事業者が選択可能

事業所の体制に対する加算・減算

＋

市町村独自の要件
（上限300単位）

日中のオペレーションサービスの実施
（610単位）

介護福祉士等を一定割合以上配置＋研修等の実施（※）
（①　18、12単位／回、
②126、84単位／月）

介護職員処遇改善加算
（Ⅰ）13.7%　（Ⅱ）10.0%
（Ⅲ）5.5%　（Ⅳ）加算Ⅲ×0.9
（Ⅴ）加算Ⅲ×0.8

介護職員等特定処遇改善加算
（Ⅰ）6.3%　（Ⅱ）4.2 %

（注１）※印の加算については、以下のとおり算定する。
オペレーションセンター設置　：18、12単位／回
オペレーションセンター未設置：126、84単位／月
①の場合、利用者宅への訪問（定期巡回又は随時訪問サービス）を行わない場合は算定不可

－

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合

- 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合（▲10%/回）
- 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合（▲15%/回）

（注２）点線枠の加算減算は区分支給限度基準額の算定対象外

夜間対応型訪問介護の各加算の算定状況

	単位数 （令和元年10月改定後）	単位数 （単位：千単位）	割合 （単位数ベース）	件数 （単位：千件）	算定率 （件数ベース）	請求事業所数	算定率 （事業所ベース）
		総数	26,304	総数	9.5	総数	170
夜間対応型訪問介護		26,304	100.00%	9.5	100.00%	－	－
夜間対応型訪問介護（Ⅰ）（基本）	1,013単位/月	7,194	27.35%	7.5	78.95%	－	－
夜間対応型訪問介護（Ⅰ）（定期巡回）	379単位/回	11,313	43.01%	1.0	10.53%	－	－
夜間対応型訪問介護（Ⅰ）（随時訪問）	578(778)単位/回※	1,606	6.11%	0.9	9.47%	－	－
夜間対応型訪問介護（Ⅱ）	2,751単位/月	268	1.02%	0.1	1.05%	－	－
24時間通報対応加算	610単位/月	3,257	12.38%	5.3	55.79%	118	69.41%
同一建物減算	×90/100・×85/100	△ 650	-2.47%	0.5	5.26%	16	9.41%
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18単位/回	136	0.52%	0.7	7.37%	57	33.53%
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	12単位/回	114	0.43%	0.2	2.11%	2	1.18%
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）イ	126単位/月	－	－	－	－	1	0.59%
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）ロ	84単位/月	1	0.00%	0.0	0.00%	0	0.00%
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	×137/1000	2,825	10.74%	6.6	69.47%	153	90.00%
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	×100/1000	147	0.56%	0.5	5.26%	6	3.53%
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	×55/1000（※）	9	0.03%	0.1	1.05%	4	2.35%
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	×（※）×90/100	－	－	－	－	0	0.00%
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	×（※）×80/100	0	0.00%	0.0	0.00%	1	0.59%
夜間対応型訪問介護（Ⅰ）市町村独自加算	単位数は市町村にて設定	82	0.31%	0.4	4.21%	－	－
夜間対応型訪問介護（Ⅱ）市町村独自加算	単位数は市町村にて設定	－	－	－	－	－	－

（注１）「割合（単位数ベース）」は、各加算の単位数÷総単位数により求めたもの。
（注２）「算定率（件数ベース）」は、各加算の件数÷総件数により求めたもの。
（注３）「算定率（事業所ベース）」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。
（注４） 夜間対応型訪問介護（Ⅰ）（随時訪問）の(778)単位は、２人で随時訪問を行った場合の単位。

【出典】厚生労働省「介護給付費等実態統計」平成31年４月審査（平成31年３月サービス提供）分
及び介護保険総合データベースの任意集計（平成31年３月サービス提供分）

夜間対応型訪問介護の請求事業所数

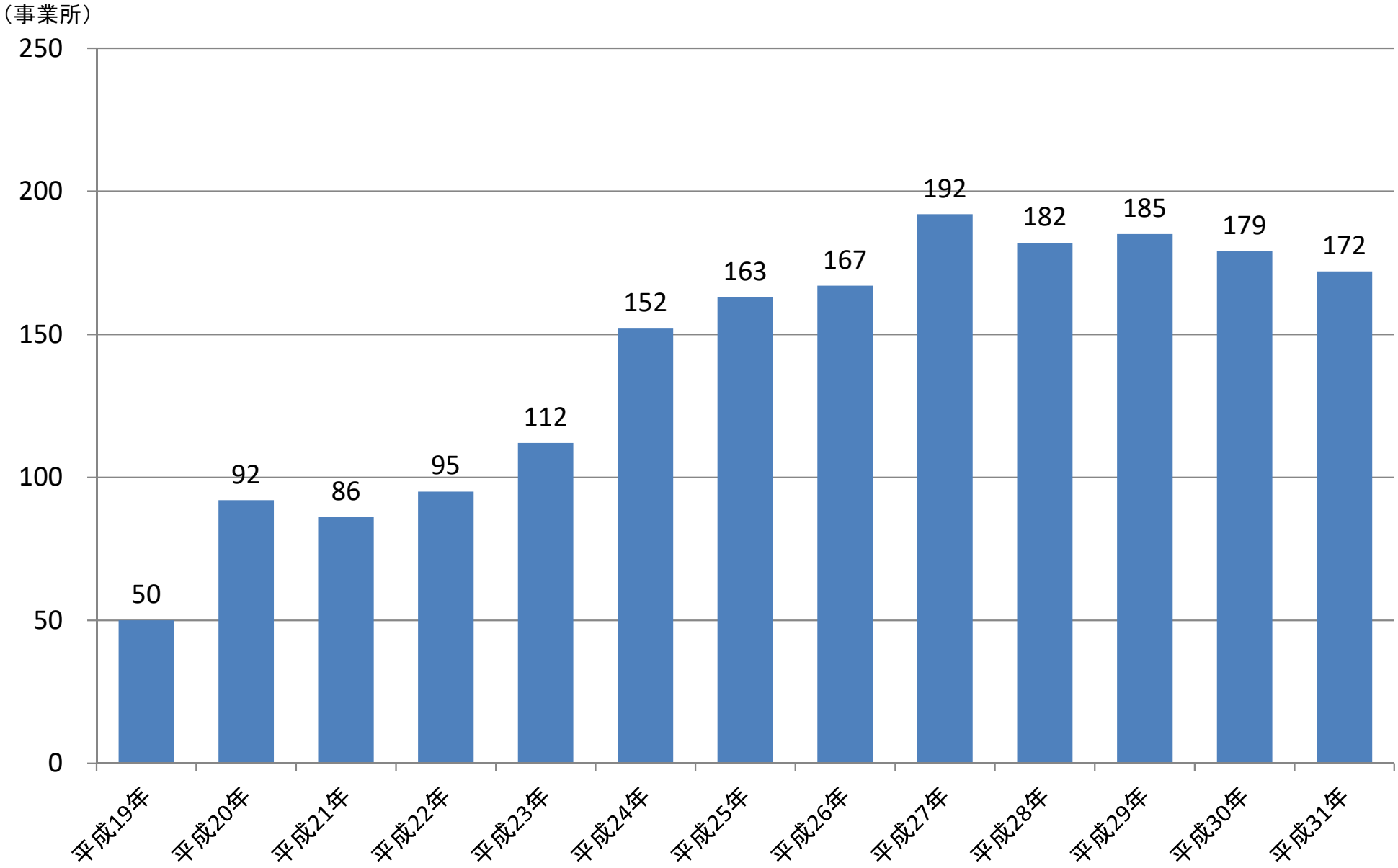

※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：調査）」（各年4月審査分）

夜間対応型訪問介護の請求事業所数（都道府県別）

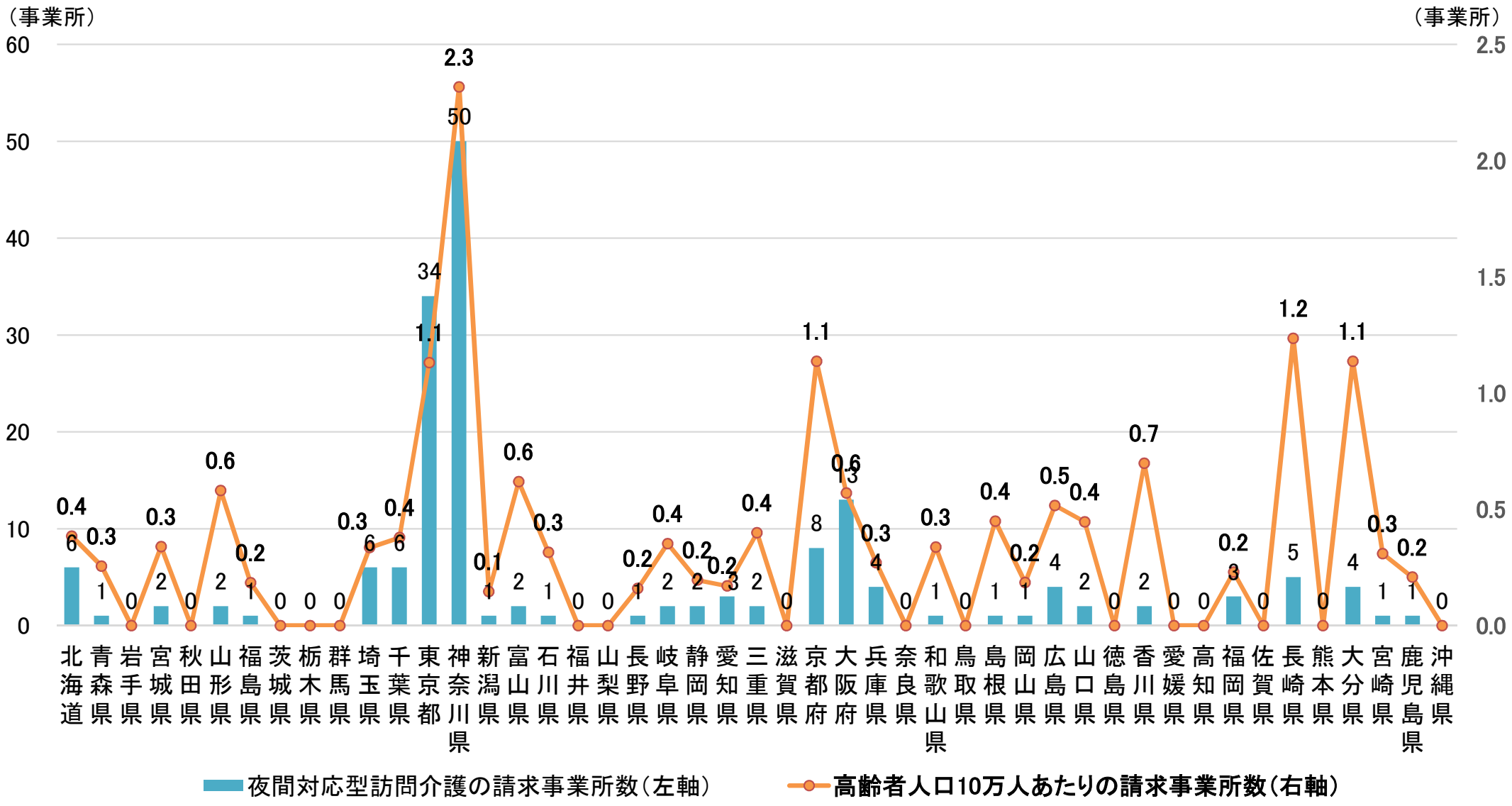

※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】請求事業所数：厚生労働省「介護給付費等実態統計」（平成31年4月審査分）
高齢者(65歳以上）人口：平成27年国勢調査

夜間対応型訪問介護の受給者数

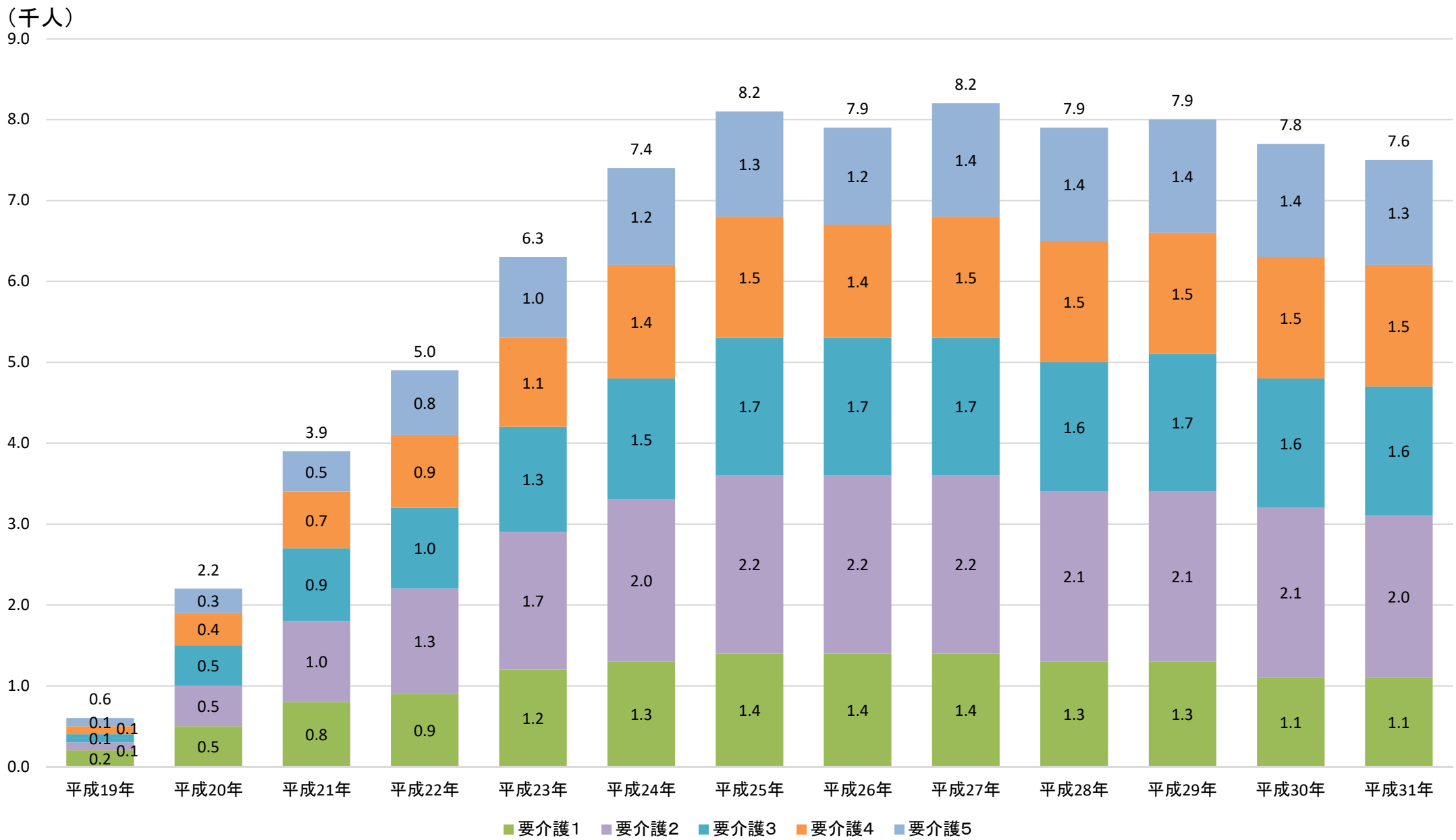

※総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む。
※経過的要介護は含まない。
※四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：調査）」（各年4月審査分）

夜間対応型訪問介護の要介護度別受給者割合

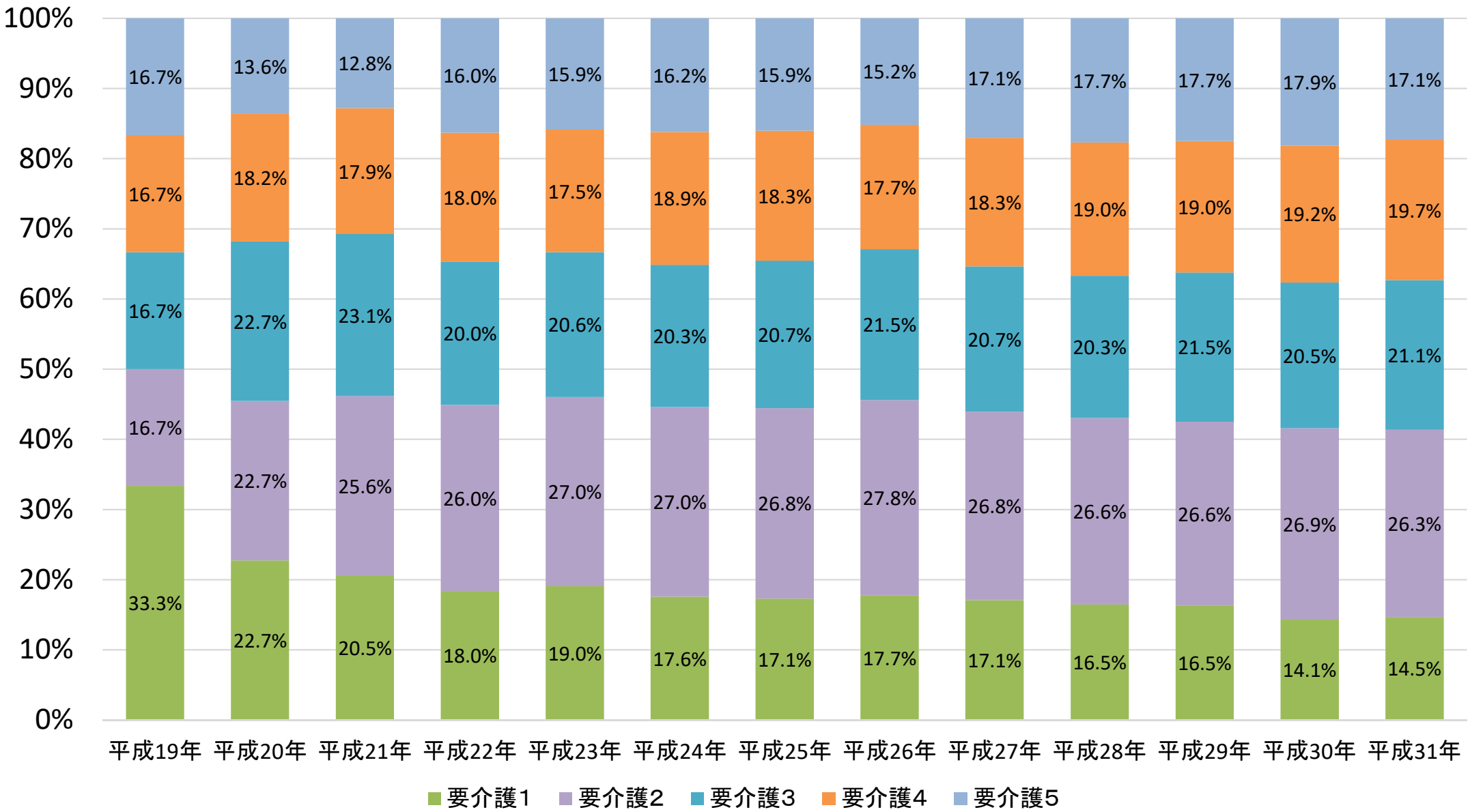

※総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む。
※経過的要介護は含まない。
※四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：調査）」（各年4月審査分）

訪問系サービスの要介護度割合

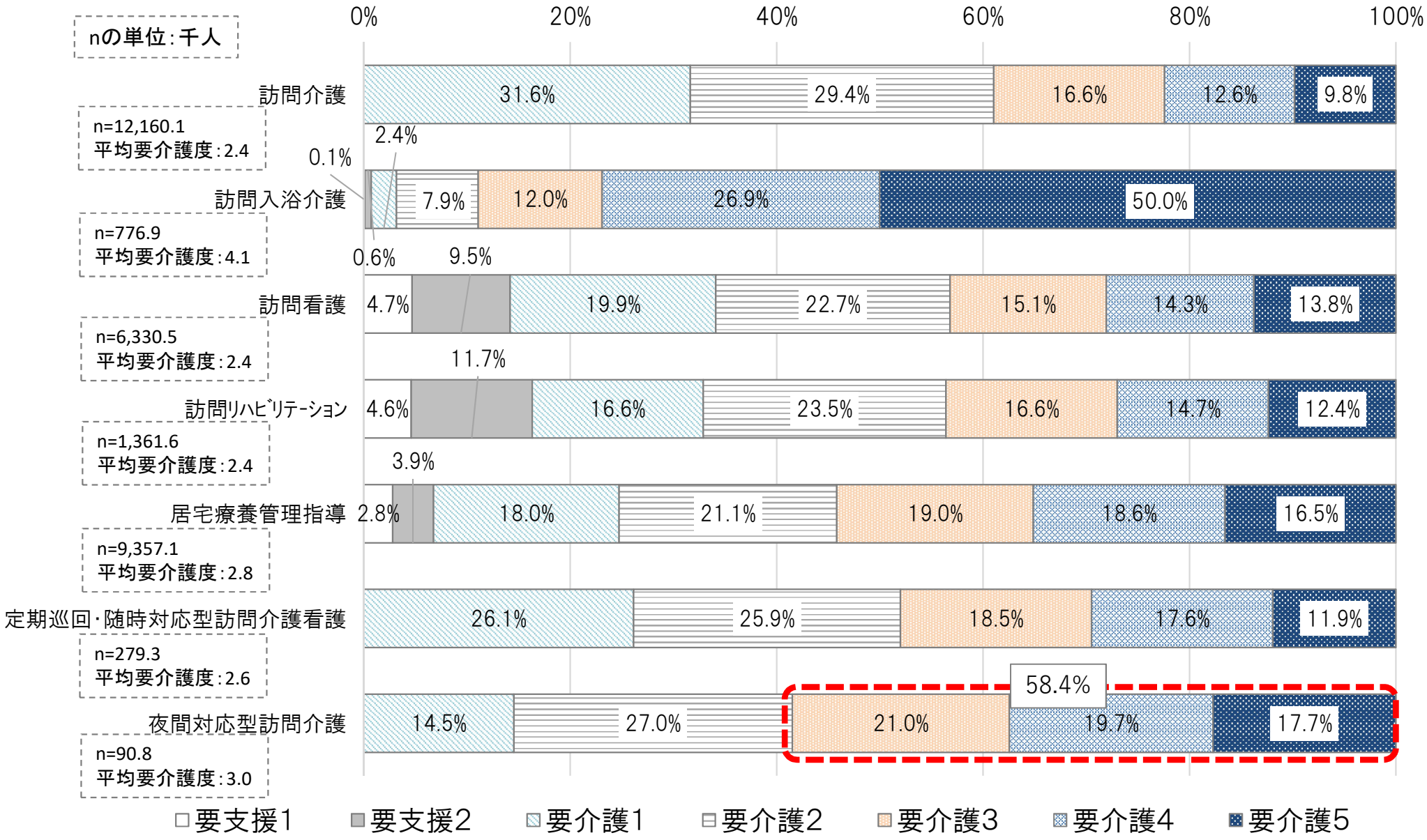

（注）平均要介護度の算出にあたり、要支援1・2は0.375として計算している。
【出典】平成30年度介護給付費等実態統計報告（平成30年5月審査分～平成31年4月審査分）

夜間対応型訪問介護の給付実態

（１） 事業所別に見ると、９割以上の事業所が夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定しており、そのうち19事業所は基本分のみの算定となっていた。
（２） 利用者別に見ると、全体の約７割の利用者が基本分の算定となっており、月に一度も訪問サービスを受けていない利用者が多い。
（３） 一方で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行わない場合）の報酬単位数を超えている利用者もいる。

（1）事業所が算定する基本報酬の区分（n=163事業所）

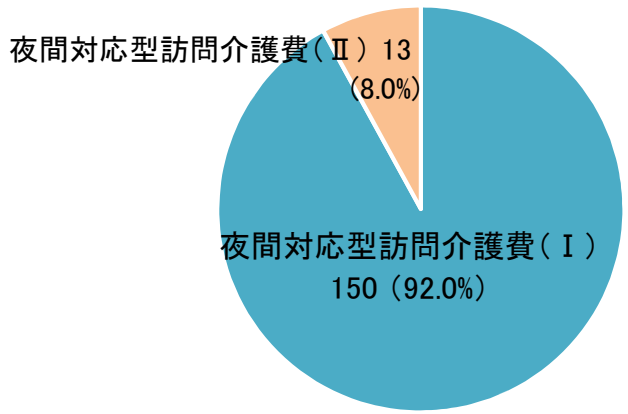

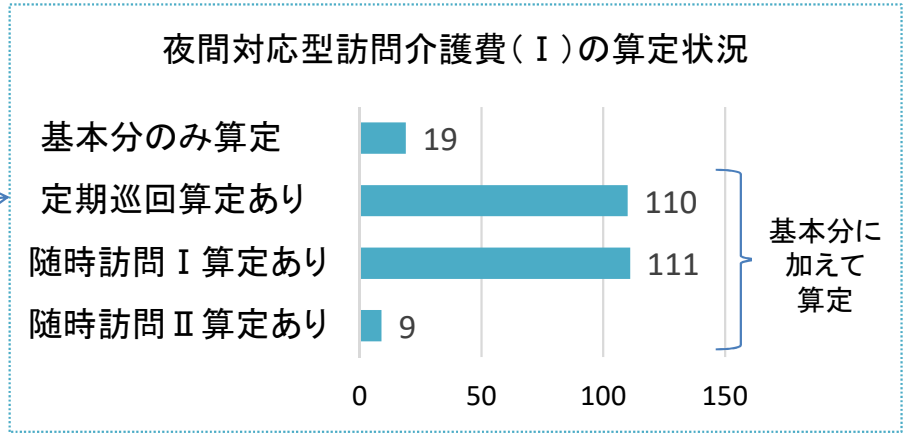

（2）利用形態別利用者割合（n=5,074人）

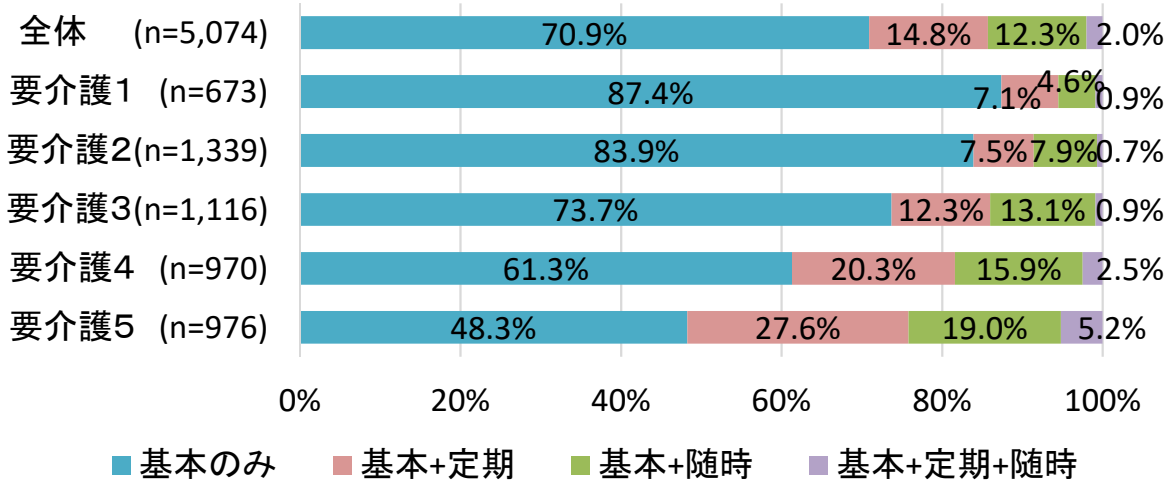

（3）1月当たりの夜間対応型訪問介護の単位数が定期巡回・随時対応型訪問介護看護（※）の所定単位数を超える者の割合（n=5,074人）

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の単位数を超える者	定期巡回の基本単位数
要介護1	7.0%（47人）	5,680
要介護2	4.7%（63人）	10,138
要介護3	5.2%（58人）	16,833
要介護4	6.0%（58人）	21,293
要介護5	3.6%（35人）	25,752

（※）定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、訪問看護サービスを行わない場合の所定単位数

（注） （1）～（3）は、介護保険総合データベースの任意集計（令和元年11月サービス提供分）

夜間対応型訪問介護の費用額

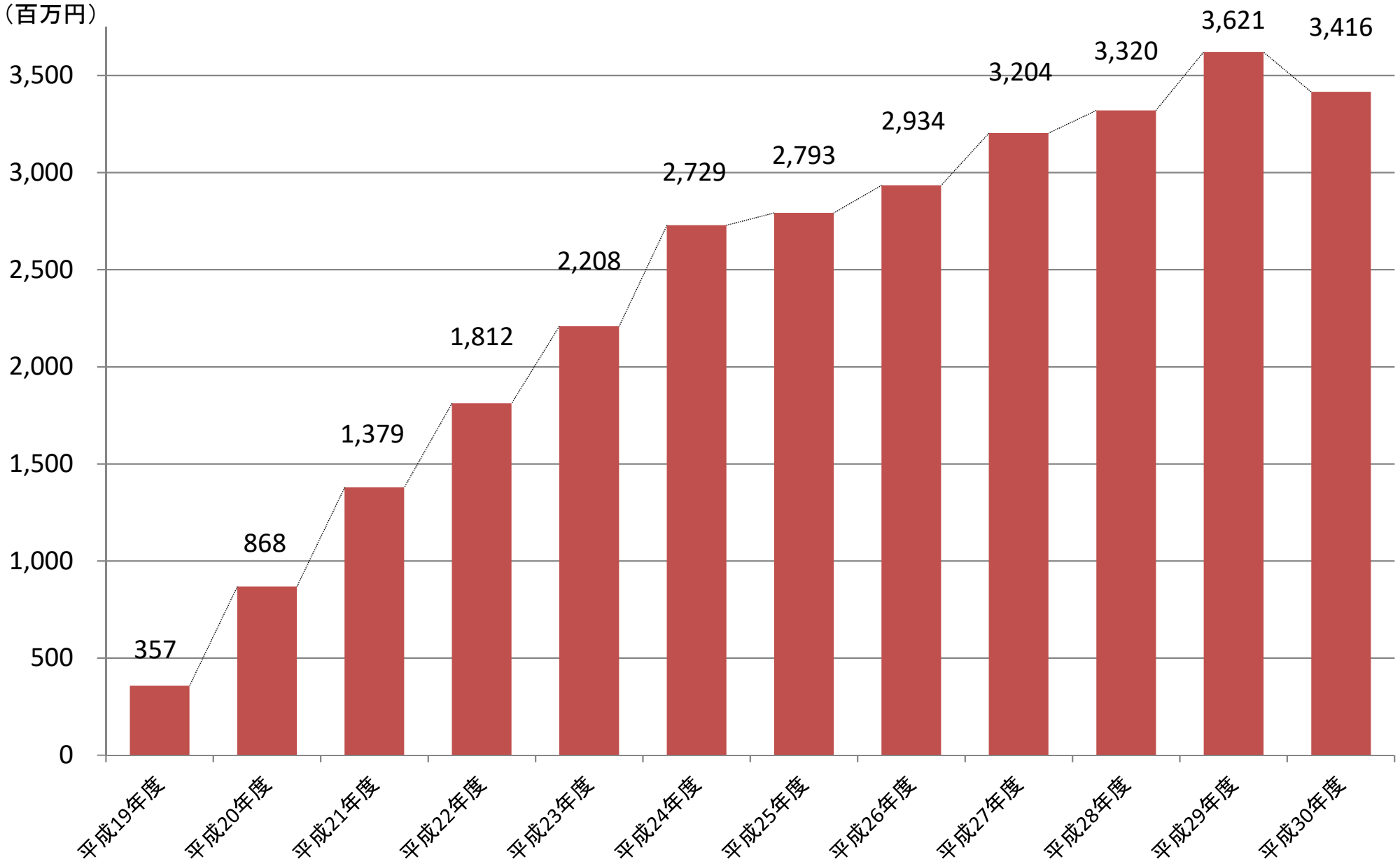

※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額（公費の本人負担額)の合計額。
※補足給付は含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：調査）」（各年5月審査分～翌年4月審査分）

夜間対応型訪問介護の要介護度別費用額

○　平成31年３月末現在、夜間対応型訪問介護サービスの要介護度別費用額については、要介護５の割合が29.0％と最も高く、要介護４が24.4％で続く。

要介護度別費用額（１月あたり）

（単位：百万円）

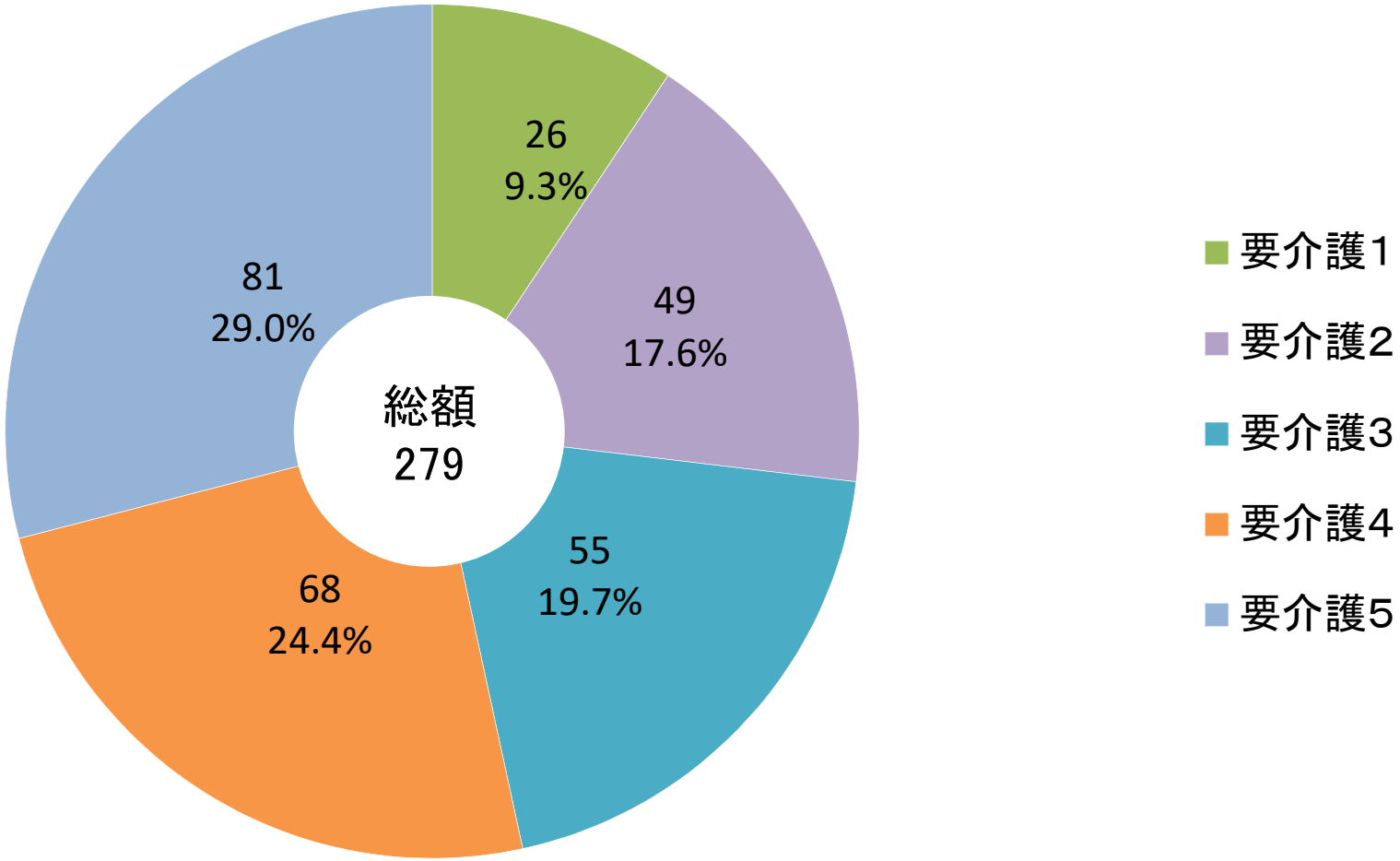

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計」平成31年4月審査（3月サービス提供）分

注）　四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

夜間対応型訪問介護　1事業所1月あたりの受給者数・費用額、1人1月あたりの費用額

【 1事業所1月あたりの受給者数・費用額】

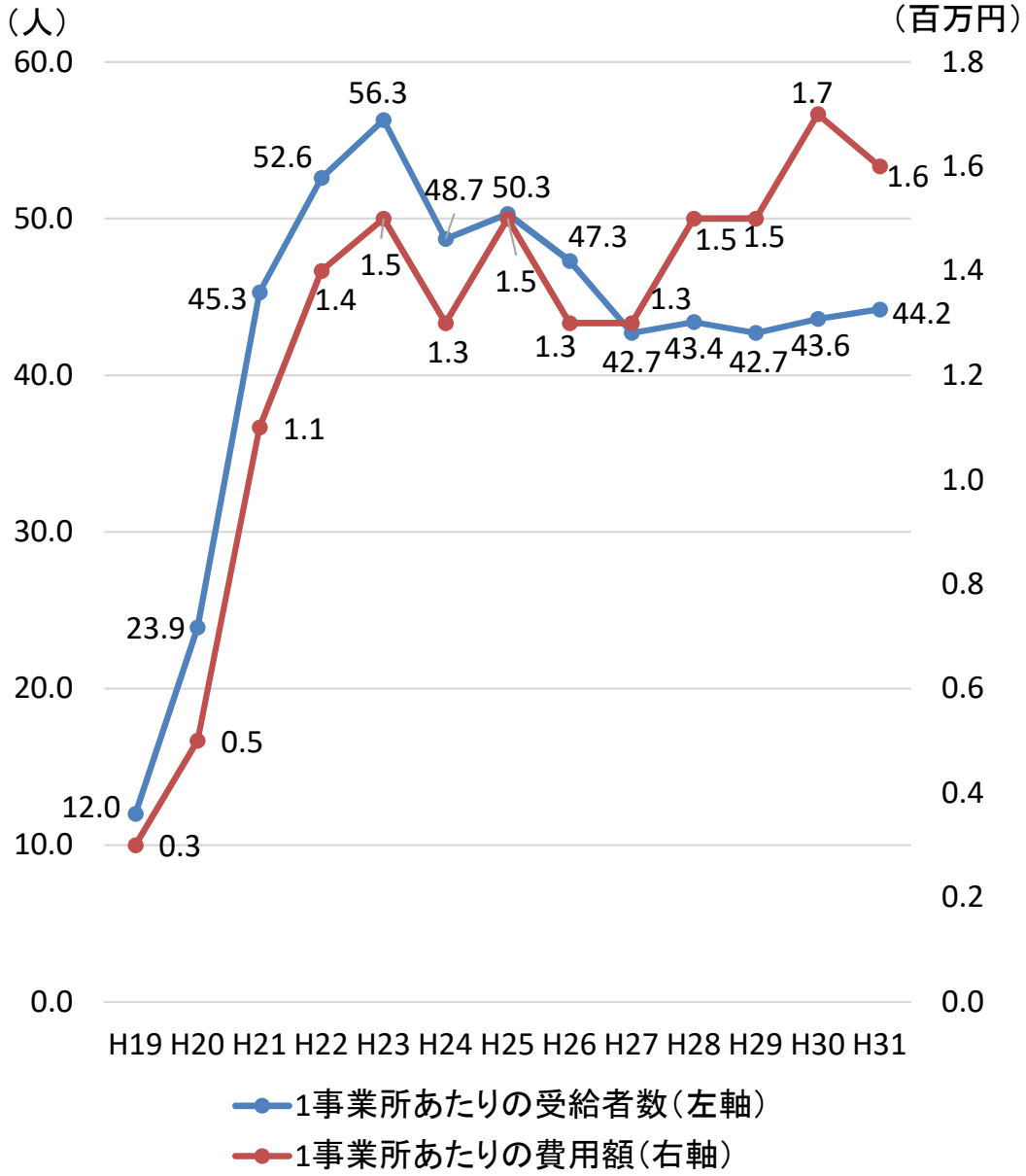

※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【 1人1月あたりの費用額】

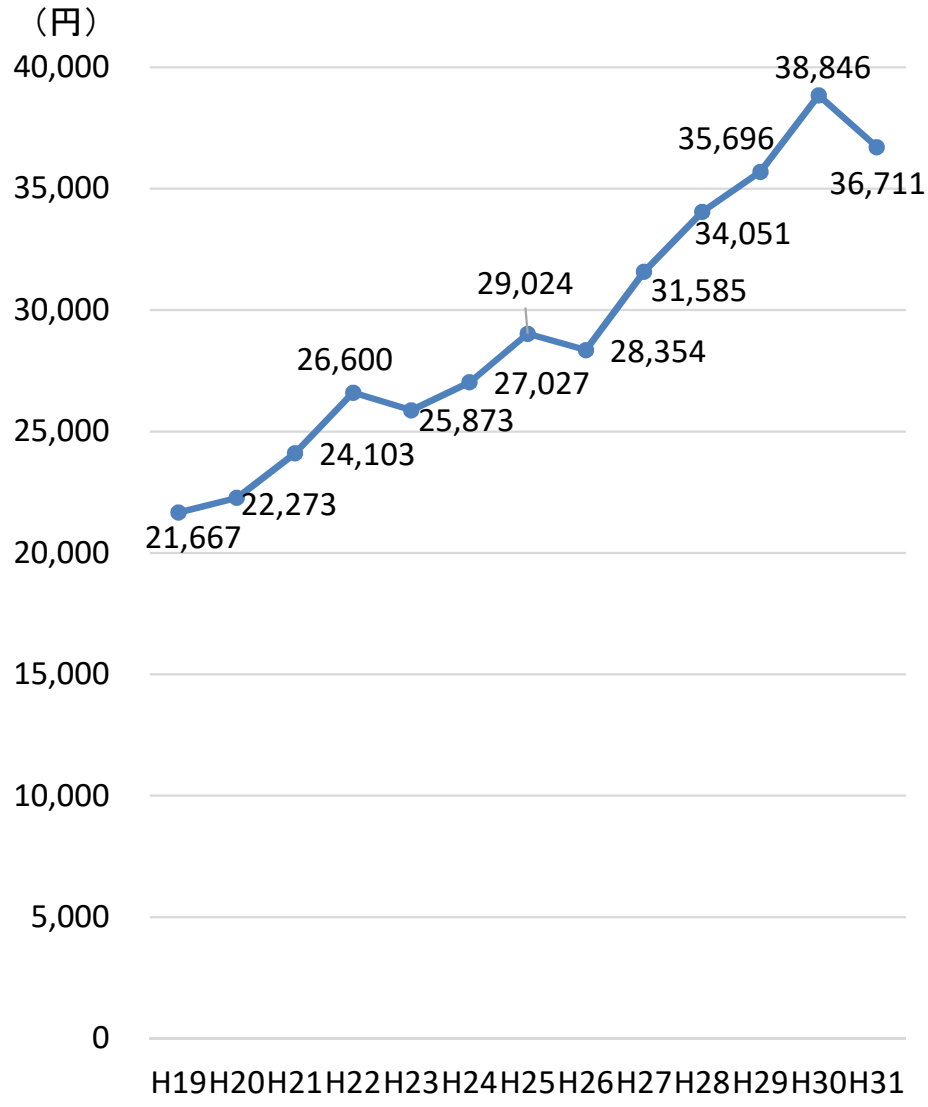

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：調査）」（各年4月審査分）

サービス種類別介護費用額割合の推移

H13年度

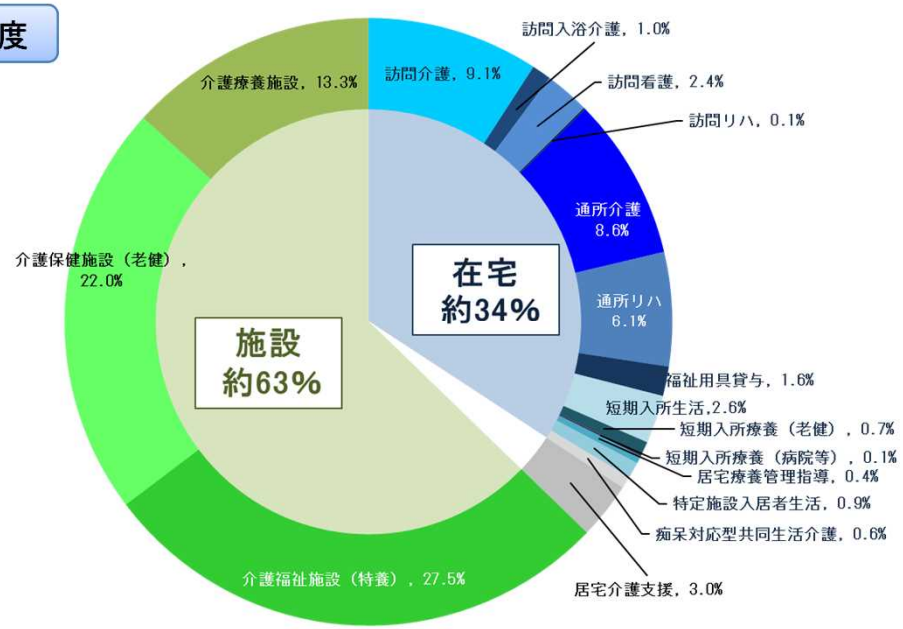

H19年度

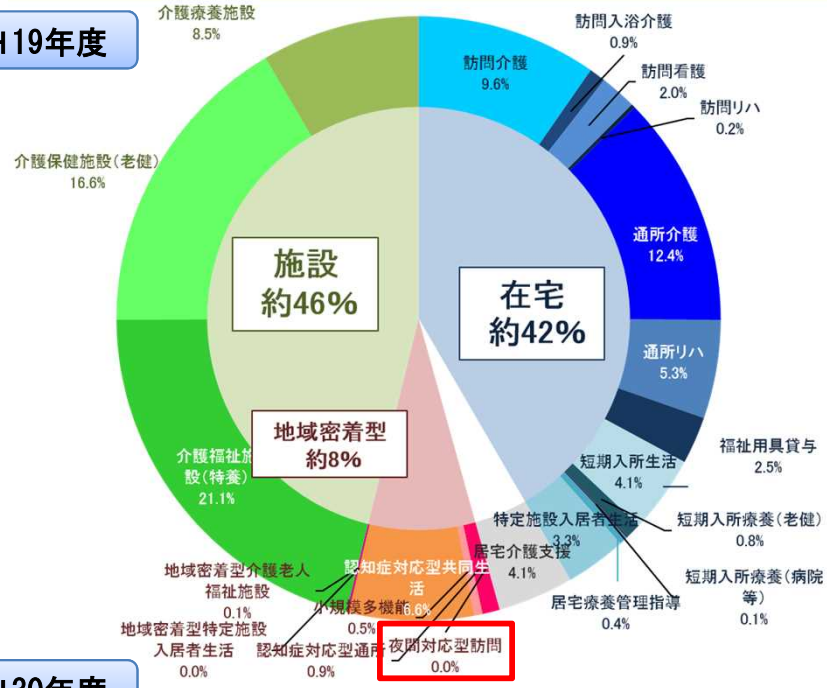

H24年度

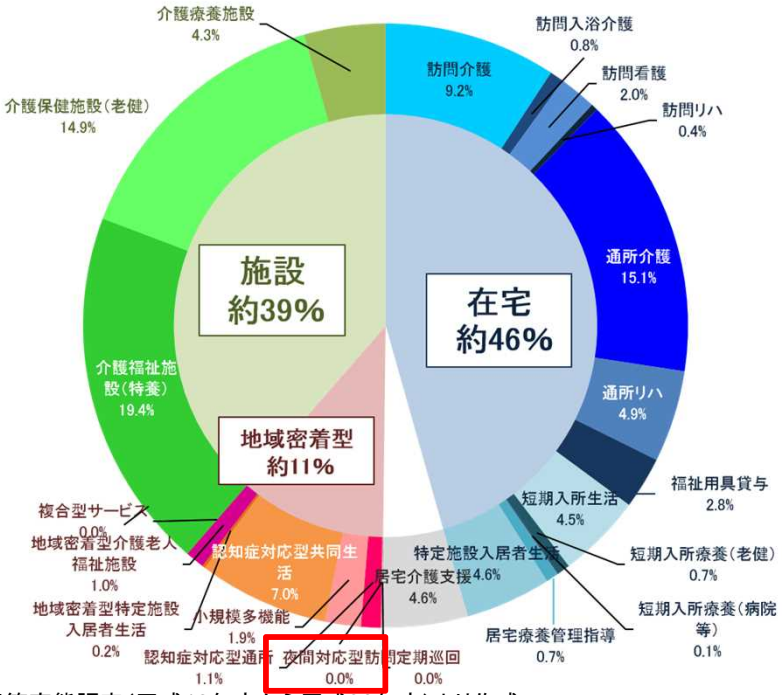

H30年度

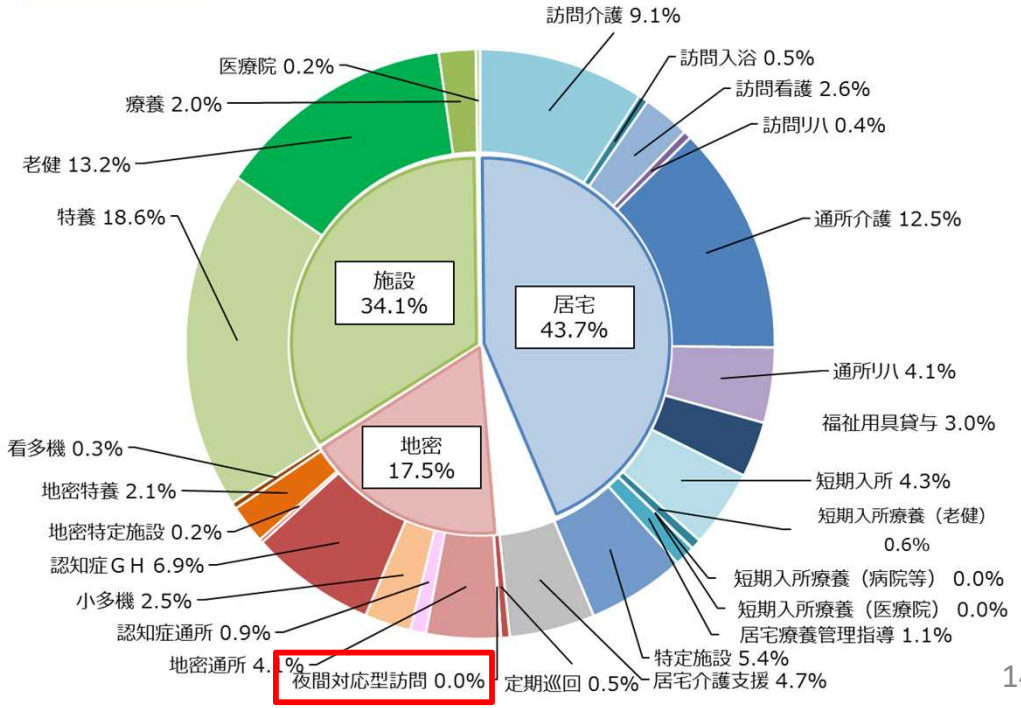

〔出典〕介護給付費等実態調査（平成13年度から平成30年度）より作成

総費用等における提供サービスの内訳（平成30年度） 金額

		費用額（百万円）	利用者数（千人）	事業所数
居宅	訪問介護	900,694	1,456.7	33,176
	訪問入浴介護	52,495	123.0	1,770
	訪問看護	257,052	701.0	11,795
	訪問リハビリテーション	42,823	153.6	4,614
	通所介護	1,243,519	1,604.5	23,881
	通所リハビリテーション	409,205	621.8	7,920
	福祉用具貸与	302,033	2,413.1	7,113
	短期入所生活介護	422,572	739.1	10,615
	短期入所療養介護	57,484	152.9	3,781
	居宅療養管理指導	111,247	1,053.5	39,123
	特定施設入居者生活介護	532,291	280.6	5,550
	計	4,331,418	3,930.2	149,338
居宅介護支援		465,401	3,581.1	39,685
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	46,295	36.8	946
	夜間対応型訪問介護	3,416	12.6	172
	地域密着型通所介護	402,188	596.8	19,452
	認知症対応型通所介護	85,213	82.7	3,439
	小規模多機能型居宅介護	252,000	143.2	5,648
	看護小規模多機能型居宅介護	33,730	18.1	627
	認知症対応型共同生活介護	682,789	257.4	13,904
	地域密着型特定施設入居者生活介護	19,718	10.4	350
	地域密着型介護老人福祉施設サービス	211,289	75.7	2,344
	計	1,736,638	1,182.6	46,882
施設	介護老人福祉施設	1,847,256	690.7	8,057
	介護老人保健施設	1,306,490	566.2	4,285
	介護療養型医療施設	199,799	73.0	912
	介護医療院	23,724	12.4	145
	計	3,377,270	1,284.6	13,399
合計		9,910,728	5,179.2	244,054

※事業所数は短期利用等を含む延べ数である。

【出典】厚生労働省「平成30年度介護給付費等実態統計」
（注１）介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス（補足給付）、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用（福祉用具購入費、住宅改修費など）は含まない。
（注２）介護費は、平成30年度（平成30年５月～平成31年４月審査分（平成30年４月～平成31年３月サービス提供分）、請求事業所数は、平成31年４月審査分である。
（注３）利用者数は、平成30年４月から平成31年３月の１年間において一度でも介護サービスを受給したことのある者の数であり、同一人が２回以上受給した場合は１人として計上している。ただし、当該期間中に被保険者番号の変更があった場合には、別受給者として計上している。

夜間対応型訪問介護
（平成30年度介護報酬改定）

改定事項

〇基本報酬

①オペレーターに係る基準の見直し

②同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬

③介護職員処遇改善加算の見直し

夜間対応型訪問介護　基本報酬
（平成30年度介護報酬改定）

単位数

	＜現行＞		＜改正後＞
夜間対応型訪問介護（Ⅰ）			
基本夜間対応型訪問介護費（１月につき）	981単位	→	1,009単位
定期巡回サービス費（１回につき）	368単位	→	378単位
随時訪問サービス費（Ⅰ）（１回につき）	560単位	→	576単位
随時訪問サービス費（Ⅱ）（１回につき）	754単位	→	775単位
夜間対応型訪問介護（Ⅱ）	2,667単位	→	2,742単位

夜間対応型訪問介護　①オペレーターに係る基準の見直し
（平成30年度介護報酬改定）

概要

○　オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「３年以上」の経験について、「１年以上」に変更することとする。なお、初任者研修課程修了者及び旧２級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き「３年以上」の経験を必要とすることとする。【省令改正】

＜参考：オペレーターに求められる資格要件（現行）＞
看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員、サービス提供責任者として３年以上従事した経験を持つ者

夜間対応型訪問介護　②同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬（平成30年度介護報酬改定）

概要

同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について以下の見直しを行う。（訪問介護と同様の見直し）

ア　夜間対応型訪問介護のサービス提供については、以下に該当する場合に10%減算とされているが、建物の範囲等を見直し、いずれの場合も有料老人ホーム等（※）以外の建物も対象とする。

ⅰ　事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（有料老人ホーム等（※）に限る）に居住する者

ⅱ　上記以外の範囲に所在する建物（有料老人ホーム等（※）に限る）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が１月あたり20 人以上の場合）

イ　またⅰについて、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が１月あたり50 人以上の場合は、減算幅を見直す。

※ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

ウ　上記ア又はイによる減算を受けている者と、当該減算を受けていない者との公平性の観点から、上記ア又はイによる減算を受けている者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

単位数、算定要件等

＜現行＞

減算等の内容	算定要件
10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者 （当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

＜改定後＞

減算等の内容	算定要件
①・③10%減算 ②15%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く。） ②上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合 ③上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者 （当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

夜間対応型訪問介護の経営状況

○　夜間対応型訪問介護の収支差率は5.4%となっている。

■　地域密着型サービスにおける収支差率　（　）内は税引後収支差率

サービスの種類	令和元年度　概況調査		
	H29年度　決算	H30年度　決算	対29年度　増減
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.3% (6.0%)	8.7% (8.5%)	＋2.2%
夜間対応型訪問介護	※4.2% (※4.2%)	※5.4% (※5.3%)	＋1.3%
地域密着型通所介護	4.4% (4.0%)	2.6% (2.3%)	△1.8%
認知症対応型通所介護〔予防を含む〕	6.0% (5.8%)	7.4% (7.2%)	＋1.4%
小規模多機能型居宅介護〔予防を含む〕	3.4% (3.0%)	2.8% (2.5%)	△0.4%
認知症対応型共同生活介護〔予防を含む〕	5.1% (4.9%)	4.7% (4.4%)	△0.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護〔特定施設分以外を含む全体〕	1.9% (1.6%)	1.5% (1.2%)	△0.4%
地域密着型介護老人福祉施設	0.5% (0.5%)	2.0% (2.0%)	＋1.5%
看護小規模多機能型居宅介護	4.6% (4.2%)	5.9% (5.6%)	＋1.3%

注：収支差率に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。

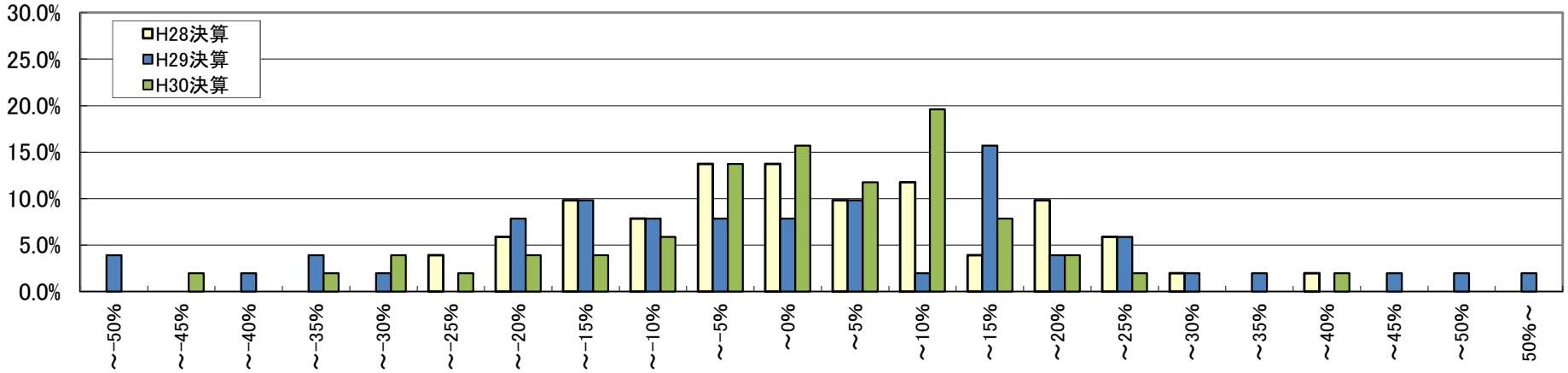

注：H28決算結果は介護事業経営実態調査の結果

出典：令和元年度　介護事業経営概況調査結果

夜間対応型訪問介護

＜現状と課題＞

■　夜間対応型訪問介護は、夜間において、定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者の居宅を訪問介護員等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護等の提供を行うもの（平成18年度創設）。

■　人員・運営等の基準については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護との均衡を考慮したものとなっているが、オペレーターが兼務可能な職務の範囲など、一部揃っていない点がある。

■　請求事業所数172事業所、受給者数7,600人、費用額34億円。

■　多くの事業所が、「定額（オペレーションサービス）＋出来高（訪問サービス）」の基本報酬を選択。

■　利用状況については、月に一度も訪問サービスを受けていない利用者が存在する一方で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行わない場合）の報酬単位数を超えて利用する利用者も存在するなどばらつきがある。

＜論点＞

■　夜間対応型訪問介護の給付実態等を踏まえたサービスの在り方について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護との整合性の観点なども含め、どのように考えるか。